

平成 30 年 第 1 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 17 日」	
* 開会年月日時	平成30年3月16日 午後2時00分
* 閉会年月日時	平成30年3月16日 午後3時35分
* 開会の場所	小海町議会議場
会議の経過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	皆さんこんにちは。平成30年第1回小海町議会最終日の開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。このところ暖かい日が続きふきのとうなどの芽吹きに春の訪れを感じる季節となりました。しかし新聞やテレビではトランプ大統領による突然の米朝首脳会談の発表や国会での財務省による森友文書書き換え問題などが連日報じられています。このようなことがこれからの私達の生活にどのように影響を及ぼすのか分かりませんが、いずれにせよ春の雪解け、春の珍事では済まされないような気が致します。さて今日は平成30年度の予算審議も終わり新井町長と小池副町長による最後の定例会であります。予算質疑や各常任委員会では活発な議論が交わされました。皆様のご協力をいただき、お二人の春の門出に相応しい最終日となりますようお願い申し上げます。ただ今の出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。
<u>○ 議事日程の報告</u>	
議 長	本日の議事日程は、お手元に配布申し上げたとおりであります。
<u>日程第1 「諸般の報告」</u>	
議 長	日程第1、「諸般の報告」を行います。 議長としての報告は、議事日程つづり3ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。以上で「諸般の報告」を終わります。
<u>日程第2 「行政報告」</u>	

議 長	日程第2、「行政報告」を行います。 町長から行政報告をお願いします。 町長、新井 寿一 君。
町 長	改めまして皆さんこんにちは。若干足元の悪い中ご出席をいただきましてありがとうございます。2月28日に開会いたしました本定例会、私任期最後の議会定例会、本日まで熱心にご審議をいただき最終日と相成りました。今議長さんからもご挨拶がございましたけれども、ここまで議案質疑あるいは一般質問、各常任委員会等において慎重に審議をいただきましたことに対しまして心から厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。改めてご提案を申しあげました議案につきまして可決ご決定をよろしくお願い申し上げます。議会中に町長選挙が行われ無投票で黒澤弘氏が当選をされました。心からお祝いを申し上げますと共に、継続と新町長の目指す新たな町づくりにしっかり取り組んでいただけるよう期待をしているところでございます。さて中学校卒業式にご参加いただきましてありがとうございます。高校入学試験の結果につきましては、この後教育長から皆様方にご報告致しますのでよろしくお願い申し上げます。今後も小学校卒業式、卒園式そして消防団の任命式、入学式と行事が続きますがご出席の程よろしくお願い申し上げます。また特別地方交付税等の額が今後決定してまいります。これらについて年度末に一般会計補正予算第7号として専決処分させていただき、特別会計補正予算共々6月の定例会においてご報告させていただきますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。
議 長	以上で町長の行政報告を終わります。 他に行政報告がありましたらお願いいたします。
教育長 【高校入学者選抜、志願者数、合格者数、進学者数の報告】	
議 長	本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者、各課長、所長、専門幹であります。
○【議案の上程】	
議 長	それでは、順次議案を上程いたします。
日程第3 議案第3号	
議 長	日程第3、議案第3号 「小海町居宅介護支援等の事業の従事者及び運営の基準に関する条

	<p>例の制定について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 篠原 伸男 君。</p>
	(委員長報告一可決と決定)
議長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
	(質疑なし)
議長	<p>これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p>
	(討論なし)
議長	<p>これで討論を終わります。これから議案第3号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第3号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
	(挙手全員)
議長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第3号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<u>日程第4 議案第4号</u>	
議長	<p>日程第4、議案第4号 「小海町防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 篠原 伸男 君。</p>
	(委員長報告一可決と決定)
<p>〈民生文教常任委員会要望事項〉</p> <p>(1) 防犯カメラの設置・運用に際しては、プライバシーの保護に充分配慮されたい。 以上でございます。</p>	
議長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
	(質疑なし)

議 長	ただ今の委員長からの要望事項に対する町長の答弁をお願いします。
〈民生文教常任委員会要望事項に対する答弁〉	
(1) 防犯カメラの設置にあたっては関係各機関と十分に協議をし、導入してまいります。またプライバシーの保護あるいはデータの管理については、万全を期して運用をしてまいりますのでよろしくお願いいたします。以上です。	
議 長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第4号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第4号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第4号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
日程第5 議案第5号	
議 長	日程第5、議案第5号 「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。
(委員長報告—可決と決定)	
〈総務産業常任委員会要望事項〉	
(1) 有害鳥獣駆除については、町の基幹産業である農林業の振興のために的確に対処するとともに、特に猟期以外の銃器使用については、使用者及び第三者の安全確保を第一に考えるよう従事者に徹底されたい。	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	ただ今の委員長からの要望事項に対する町長の答弁をお願いします。

〈総務産業常任委員会要望事項に対する答弁〉	
<p>(1) 主たる有害鳥獣であります日本鹿あるいは猪は個体調整が進み生息数が減りつつありますが、踏み荒らしなど農作物への被害は引き続き発生しております。有害鳥獣対策にあたっては防護柵の設置を含め、鳥獣害被害対策実施隊の協力を得ながら積極的に今後も実施してまいります。また銃器使用時の安全確保については実施隊員に注意喚起し、事故が発生しないよう安全確保に万全を期してまいります。以上でございます。</p>	
議 長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第5号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第5号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第5号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
日程第6 議案第6号	
議 長	<p>日程第6、議案第6号 「小海町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>民生文教常任委員長 篠原 伸男 君。</p>
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第6号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。

	議案第6号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第6号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第7 議案第7号</u>	
議長	日程第7、議案第7号 「小海町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 篠原 伸男 君。
	(委員長報告—可決と決定)
議長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから議案第7号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第7号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第7号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第8 議案第8号</u>	
議長	日程第8、議案第8号 「小海町指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長よ

	り審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 篠原 伸男 君。
	(委員長報告一可決と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第8号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第8号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第8号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第9 議案第9号</u>	
議 長	日程第9、議案第9号 「小海町指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 篠原 伸男 君。
	(委員長報告一可決と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第9号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第9号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を

	求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第9号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第10 議案第10号</u>	
議 長	日程第10、議案第10号 「小海町指定介護予防支援等の事業の運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 篠原 伸男 君。
	(委員長報告—可決と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第10号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第10号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第10号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第11 議案第11号</u>	
議 長	日程第11、議案第11号 「小海町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長よ

	り審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 篠原 伸男 君。
	(委員長報告—可決と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第11号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第11号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第11号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第12 議案第12号</u>	
議 長	日程第12、議案第12号 「小海町消防団拠点施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 篠原 伸男 君。
	(委員長報告—可決と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第12号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。

	議案第12号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第12号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第13 議案第13号</u>	
議長	日程第13、議案第13号 「小海町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 篠原 伸男 君。
	(委員長報告—可決と決定)
議長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから議案第13号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第13号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第13号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第14～第22 「議案第14号～議案第22号」</u>	
議長	日程第14、議案第14号から日程第22、議案第22号については一括して議題といたします。 本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。

	予算決算常任委員長 鷹野 弥洲年 君。
	(委員長報告—可決と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑は、全議員出席の委員会でございますので省略したいと思います。 これにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	これより議案第14号「平成30年度小海町一般会計予算について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
7番議員	新井町長2期8年の掉尾を飾る平成30年度の予算につきましては、賛成の立場で討論をさせていただきますが、1点要望も併せてさせていただきますと思います。本年度の予算の中に小海町農産物加工直売所が取り上げられておりますけれども、本年度は前から私お願いをしておりましたように、責任者を配置しそしてこの秋には指定管理者を指定する方向ということで進められているようでございますけれども、直売所の売上げ、昨年度当初予算では25,000千円、本年度では30,000千円の予想の売上げでございますが、現実問題として指定管理者制度にもっていくには相当の町からの環境整備、財政的にも人的にも配慮したかたちでなければ私は直売所の指定管理は必ずや息詰まると考えているところでございます。そしてまたあそこは複合施設で造りました施設であるがために大変売場等の面積が狭い、そして前のひまわりさん達が入っていた共同作業所は多分補助金の関係であろうかと思っておりますけれども、その補助金の返還ということも含めまして一度あの建物全体的を直売所にしていかなければこれから先あの直売所を指定管理者に指定させていただいた指定管理者も大変経営に苦しむではないかと思っておりますので、まだまだこれから時間がある訳でございますので、これからの秋口の指定管理者指定に向けて恐らく責任者を配置して試行錯誤を繰り返しながら進めていくと思われましても、どうか先進地等を視察いたしましてあの加工直売所のインフラ整備、広い意味でのインフラ整備を精査していただきましてことを進めていただきたいということをお願いするところでございます。直売所の会の皆さんに指定管理をする方向と聞いておりますけれども、人事体制それからそこに入っております方々の年齢等々大変吟味していかなければならないことも多々あると思っておりますので、どうか担当課におかれましては先程も申し上げましたが先進地等をじっくり十分検討してきた上でスムーズに指定管理者に行けるように、時間に拘らずに進めていっていただきたいことを強く要望

	いたしまして本案に賛成の討論とさせていただきます。以上です。
議 長	これで討論を終わります。これから議案第14号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第14号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第14号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
議 長	つづいて議案第15号「平成30年度小海町国民健康保険事業特別会計予算について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第15号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第15号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第15号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
議 長	つづいて議案第16号「平成30年度小海町介護保険事業特別会計予算について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第16号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第16号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第16号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
議 長	つづいて議案第17号「平成30年度小海町後期高齢者医療特別会計予算について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。

(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第17号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。</p> <p>議案第17号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第17号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>つづいて議案第18号「平成30年度小海町水道事業会計予算について」の討論を行います。</p> <p>討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第18号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。</p> <p>議案第18号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第18号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>つづいて議案第19号「平成29年度小海町一般会計補正予算(第6号)について」の討論を行います。</p> <p>討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第19号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。</p> <p>議案第19号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第19号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>つづいて議案第20号「平成29年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」の討論を行います。</p> <p>討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>

(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第20号を採決いたします。委員長 長の報告は、可決であります。 議案第20号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手 を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第20号は、委員長報告のとおり可 決することに決定いたしました。
議 長	つづいて議案第21号「平成29年度小海町介護保険事業特別会計補正 予算(第3号)について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第21号を採決いたします。委員 長の報告は、可決であります。 議案第21号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手 を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第21号は、委員長報告のとおり可 決することに決定いたしました。
議 長	つづいて議案第22号「平成29年度小海町後期高齢者医療特別会計補 正予算(第2号)について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第22号を採決いたします。委員 長の報告は、可決であります。 議案第22号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手 を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第22号は、委員長報告のとおり可 決することに決定いたしました。 ここで3時15分まで休憩といたします。
(ときに14時57分)	

<u>日程第 2 3 「発議第 1 号」</u>	
議 長	休憩前に引続き会議を開きます。 日程第 2 3、発議第 1 号 「小海町議会会議規則の一部改正について」を議題といたします。 事務局長に発議第 1 号の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第 8 番 篠原 義従 君。
(提出者説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから発議第 1 号を採決いたします。委員長の報告は、採択であります。 提出者の説明のとおり、発議第 1 号に賛成する方の挙手を求めます。
(挙手多数 反対 9 番・10 番議員)	
議 長	挙手多数と認めます。したがって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。
8 番議員	ただ今の案件につきまして詳細が詰っておりませんのでこの議会終了後 全員協議会を開いて詳細を詰めたいと思いますのでご提案申し上げます。
議 長	ただ今の動議に賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって本会議終了後全員協議会室で協議を行います。
議 長	次に各常任委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務等の 調査の申し出がありました。お諮りいたします。 各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務 等の調査に付することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	異議なしと認めます。 したがって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会

	中の所管事務等の調査に付することに決定いたしました。
<u>○ 閉 会</u>	
議 長	<p>以上をもちまして、本定例会に提案されました議案に対する審議は、全て終了いたしました。</p> <p>ここで第12番鷹野弥洲年君から発言を求められていますのでこれを許します。第12番 鷹野弥洲年 君</p>
12番議員	<p>12番、鷹野弥洲年です。発言をさせていただきます。</p> <p>新井町長、そして小池副町長がこの3月25日を持ちまして退任をされるということですので、改めてお二人に感謝の意を表したいと思えます。私は、先の一般質問でも申し上げてまいりましたが、本日のこの議会が最後の機会になりますので改めて御礼の言葉を申し上げます。新井町長には2期8年間、本当にご苦労さまでした。新井町長は、議会招集のあいさつでも言われていましたが、職員時代から数えると丁度50年、半世紀を行政マンとして小海町、町民のために尽くしてまいりました。私が申し上げるまでもありませんが、町長2期8年の中においては、小学校の円滑な統合と小海小学校の環境整備、そして旧北牧小学校の楽集館への整備に始まり、子育て支援の充実、教育環境の充実、保健医療福祉関連施設の充実、住宅整備や宅地造成、身近なインフラ整備を始めとした生活環境の整備、そして農産物加工直売所の整備や観光交流拠点センターの整備、また、有坂議長の尽力もありましたが大洗町との友好都市の締結、などなど一つ一つ個別にあげることは出来ませんが、その全てが新井町長の言葉を借りますと、小海町に住んで良かった、住んでみたい町、住みよい町づくりであり、小海町の発展のため、町民福祉の向上のために尽力をされてきました。こうした積極的な環境整備を行う中であっても、財政の健全化に向けて大きな成果を成し得てまいりました。私はこの功績に対して大いに評価をして良いのではないかと思います。一般質問でも申し上げましたが、近隣自治体からの信頼も厚く、小海町は良い町になってきた。このような評価をいただいているところです。この全てが、新井町長8年間の功績であり、行政マン50年の積み重ねの賜ではないかと思います。新井寿一さんの人柄の評価の現れではないかと思います。本当に、町民のために、小海町のために尽くしていただきましたことを、改めて深く感謝を申し上げます。そして、小池副町長であります、本当に良く新井町長を支えてきてくれたと思います。決して立場を越えることもなく、いつも冷静に沈着に、時には楯となって、新井町長を支える一方で職員の管理を適切に行って来</p>

	<p>たのではないかとこのように評価をするところです。新井町長と共に、町の発展のために身を尽くして来られたことに深く感謝を申し上げます。</p> <p>また、先程も申し上げましたが、近隣自治体から信頼を得られて来たのも、新井町長が任期中大きな失態もなく町政を推進してこられたのも、この二人の力を併せて町政に邁進してきた賜ではないかと評価するところです。小池副町長、本当にご苦労さまでした。新井町長よりは若干歳も若いようでありませう。今後もいろんな機会でご活躍を期待するところです。</p> <p>最後に一言、お二人とも、我々議会に対しまして、本当に丁寧に誠実に対峙していただきましたことに、心より感謝を申し上げます。この良き理事者の下で、我々議会活動ができましたことに感謝を申し上げますと共に、この議会に対する誠実な姿を今後の教訓として、我々も議員としても職務を全うしていきたいと思っております。お二人とも、任期は3月25日ということで今日を含めて10日となりました。どうか退任後は、十分に個人の時間を楽しんでいただいて健康で過ごしていただきたいと思っております。また、役職は離れても、我々議員や町民、そして職員の相談相手となっていただきますようお願いいたします。お二人の末長いご多幸をお祈りいたしまして、感謝のあいさつとさせていただきます。新井町長・小池副町長 本当にご苦労さまでした。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、町長及び副町長からそれぞれ発言を求められていますのでこれを許します。</p>
<p>町 長</p>	<p>私も今日が定例会、議会多分最後だろうと思っております。今鷹野弥洲年議員さんに身に余るお言葉を頂戴いたしまして本当に感謝に絶えないところでございます。当然私一人で行政を進めてきた訳ではございません。その時々議長さんを筆頭に議員の皆さん、そして職員の皆様方の力強いサポートがあって共により良い町づくりをしていこうというこういうことが一緒にできたということと私は理解しております。私も今、鷹野議員さんがおっしゃったように昭和43年の4月に役場職員となりまして高校卒、即でございます。今年のこの3月末をもちまして丁度50年になる大きな節目を迎えることができました。本当に紆余曲折もありましたし、失敗もありましたし、ご迷惑をお掛けすることもありました。しかしその都度皆様方のお力添えをいただいて大過なくと言えれば語弊がありますが、迎えることができました。本当に多くの皆さんに心から感謝を申し上げますと共にこれまでも今日の本定例会の冒頭でも館報でもあるいは新年祝賀会でも申し上げたとおりでございます。本当に皆さんに感謝すると共にこういったところで言っているのかどうか分かりませんが、家内には心からありがとう、また3月25日の任期が終わったらしっかり感謝の意</p>

	<p>を表したいなと思っています。一町民となりますけれども何かのお役に立てることがあれば私も一生懸命頑張ってみますし、また私の私生活というものも網羅していきたいと思います。ようやく 50 年経って第二の人生をスタートすることができました。本当にありがとうございました。感謝を申し上げまして御礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
副 町 長	<p>先程は大変お疲れ様でございました。またすべての議案、可決決定をいただきまして大変ありがとうございました。また鷹野弥洲年議員さんには身に余るお言葉をいただきまして大変ありがとうございます。私は昭和 52 年 4 月に新卒で役場に就職をいたしました。一般職として 35 年間そして平成 24 年の 3 月の定例会におきまして皆さんの同意をいただきまして 4 月から副町長に就任いたしました約 6 年間合計 41 年間、町長には及びませんが、長いようで短かったなあと感じる訳ですが、様々思い出が走馬燈のように駆け巡っているところでございます。特に副町長になってからは議会の皆様のお力添えをいただきましてその務めを果たすことができました。本当に感謝をしているところでございます。ありがとうございました。果たして町長の補佐役としてまた職員のパイプ役としてその役割を十分果たしたかと言うと内心忸怩たるものもございませぬけれども、様々ないい経験をさせていただきました。先程鷹野弥洲年議員がおっしゃられましたけれども、町長と町政に関わりまして確実に町づくりを推進してきたなと思いますし、その事業を微力ながら担ってきたとうことは大変光栄にも思っているところでございます。また 26 日には新しい町長が就任いたします。今の町政を継続していただくと共に、また新しい流れを引き起こしてくれると思いますので、議員の皆さんとまた町の発展のためにご尽力いただければなあと感じているところでございます。退職の日まで 10 日ばかりでございませぬけれども有終の美を飾るべく頑張っていければと思っております。また今後につきましては今特に考えておる訳ではございませぬけれども、少しばかりの田畑を作っておりますのでそれに精を出していくと共に、私にお手伝いできることがありますれば微力ながらまたお手伝いをさせていただければなあと感じているところでございます。結びになりますけれども、町議会の益々のご発展、そしてまた議員の皆さんのご健勝と更なる活躍をご祈念申し上げまして意は尽くせませんが御礼の挨拶といたします。大変ありがとうございました。</p>
議 長	<p>これにて、平成 30 年小海町議会第 1 回定例会を閉会といたします。ご苦勞様でした。 なおこの後 3 時 45 分から全員協議会を開催しますので、全員協議会室に</p>

	<p>お集まりください。</p>
--	------------------

(ときに 15 時 35 分)